

第87回入札監理小委員会  
議 事 録

官民競争入札等監理委員会事務局

# 第87回入札監理小委員会

## 議 事 次 第

日 時 平成21年4月14日(火) 17:25～17:53

場 所 永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1. 開会

### 2. 議事

#### (1) 実施要項(案)の審議

○東京国立博物館等の施設管理・運營業務

#### (2) その他

### 3. 閉会

#### <出席者>

##### (委 員)

小林副主査、逢見副主査

##### ((独)国立文化財機構)

本部事務局 金谷事務局長兼東京国立博物館総務部長

本部事務局 藤本課長、東京国立博物館 小寺室長

##### (事務局)

佐久間事務局長、関参事官、森山参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから第87回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、「東京国立博物館等の施設管理・運営業務」の実施要項(案)について審議を行います。

本日は、独立行政法人国立文化財機構本部事務局の金谷事務局長兼東京国立博物館総務部長に御出席いただいておりますので、前回の審議を踏まえた民間競争入札対象業務の検討結果について御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

○金谷局長 それでは、資料に沿いまして特に前回御議論をいただいた点、それからいろいろと御指摘をいただいている点を含めまして、そこを中心に御説明をさせていただきたいと思えます。

資料A-2でございます。6ページ目から7ページ目にかけてでございます。前回の御指摘で、文化財保存の直接的な影響があるということで、適切な質の設定が必要ではないかということ、温・湿度に関する質の設定が必要ではないかという点、それから利用者の快適性の設定も必要ではないかというような御指摘があったかと思えます。

それらを踏まえまして、6ページ目から7ページ目にかけての包括的な質の設定のところ、大きく要求事項としては一つにまとめたような形にしております、その中で評価指標といたしまして展示場の温・湿度、照明の照度の設定、収蔵庫の温・湿度の設定、それから博物館の開館不能の状態を招くような業務上の瑕疵というような形でまとめさせていただいた上で、要求水準として温・湿度の設定ですとか、照度の設定ですとかを表現させていただきました。

ただし、展示品の種別ですとか、外気条件、来館者数などの要因で、これらの温・湿度というのはかなり頻繁に、それから細かく変化するものがございますので、そういった点については東博の職員と協議と書いてございますが、基本的にはこれは私どもが指示をしてこれに合わせなさいということなので、このただし書きを逆に一番頭に出してきて、まず指示に従った設定をください。標準的なものとするれば、例えば温度 $23^{\circ}\text{C} \pm 1^{\circ}\text{C}$ 、湿度 $55\% \pm 5\%$ というようなものが標準としてはあります。ただ、実際は指示によってこと細かく変化するというようなことで、ここだけ少し修正をさせていただきたいとは思いますが、前回の御指摘をちょうどいたした範囲でこういった形でまとめたものでございます。

それから、更にそれに対するモニタリングでございますが、当然こういった質の設定に対してのモニタリングの実施を呼応させたような形にいたしまして、特に各業務の遂行状況の確認といったところにつきましては、モニタリングの項目について展示場内の環境、それから清掃、植栽というふうに書いてございましたが、先ほどの質の設定のところ展示場内と収蔵庫の環境ということで分ち書きしましたので、モニタリングについてもそこをそれぞれ分ち書きして記載したものでございます。

続きまして、御疑問を呈されていた部分がございます。これにつきましては、9ページ目のところで委託費の支払いに関して質問を受けたことがございましたので、それに対して御説明申し上げます。

委託費の支払いにつきましては、民間業者が提出する業務計画書に基づいて配分割合を決めて総額に配分割合を乗じた金額とするということで、この業務計画というのはいわゆる契約に際しまし

て提出をしていただく、どんな業務を行うかという計画書でございますので、これは契約時に契約の相手方の業者が任意につくって提出をするものでございまして、それに応じて対応するというものでございます。

それから、特に後ほど評価のところに出てこようかと思いますが、例えば 10 ページ目から 11 ページ目にかけてのいわゆる民間業者の参加資格ですとか、同種施設、類似業務実績なども前回と同様でございますが、そこに記載されているとおりでございます。前回、特に御指摘を受けていた実施要項の内容といたしましては、以上のような点であったかと思えます。

引き続きまして、落札者決定基準の関係でございます。落札者決定基準につきましては、特に流れといたしまして 79 ページのフローが一番わかりやすいと思えます。まず入札公告をいたしまして、入札参加表明書の提出をいただき、いわゆる資格審査という意味での一次審査を行い、そこで有資格の業者に対して入札書、提案書を提出していただく。そこで第二次審査に入りまして、基礎項目の審査と加点項目の審査、最後に価格評価をして落札者の決定という流れになろうかと思えます。

80 ページ目に入ります。先ほど申し上げましたように、一次審査はあくまでも参加資格の確認というものが中心でございまして、二次審査の方の基礎項目といたしましては当然提出書類が具備されているかとか、提案項目の抜けがないかですとか、非常に基礎的な項目でチェックをして、それが基礎点として一律 50 点を付けるということでございます。

一方、加点項目につきましては 82 ページの表 1 にございますような全体計画、それから個別の業務計画について個別審査をしていくという形で、業務の実施方針ですとか、実施体制ですとか、リスク対応ですとか、サービスの質の確保ですとか、そういったものにどういった提案をしているかによって加点をしていくというものでございます。

一方、個別業務であれば関係業務の統括業務ということで、基本方針ですとか、命令系統の体制づくりですとか、東博等とのコミュニケーションのやり方についての提案はどうであるかといったことを評価していく。それから、維持管理業務としてその方針やコスト、環境配慮、それから緊急時対応などがどう体制整備されているかといった提案の中身を審査していくものでございます。

また、業務実績といたしましては、先ほど要項のところでお説明をしましたように、建物規模や類似の施設をどの程度やっているか。その内容に基づきまして、優良可という格好でございますが、優ですと 15 点、良ですと 10 点、可ですと 5 点というような点数が付こうかと思えます。

基本的には、例えば博物館、美術館等の実績で、なおかつ建物規模がかなり大きいものをどれだけやっているかですとか、どれだけたくさんそういった施設の経験があるかですとか、経験年数が長い、短いかというようなものを相対的に評価して配点をしていくことになろうかと思えます。

ここについては、そういった具体的な部分につきまして少し書き加えて修正はしたいと思っておりますので、その点については少し御了解を得たいと思っております。

私どもの方から個別に御説明させていただく点につきましては、以上のようなところでございますが、特に何かございましたら御質問を受けるというような形で進めさせていただければと思っております。以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意

見をお願いいたします。

○逢見副主査 前回のこの小委員会における指摘事項も踏まえまして、特に質の設定について温・湿度あるいは照明等について具体的な質が設定されたことによって、受託する事業者も具体的にどうということが要求されているかということが理解できるようになったのではないかと思います。そういう意味では、非常に改善されたと思っております。

それから、モニタリングと質の設定との整合性という点についても前回指摘いたしましたけれども、これについても整合性がとれる内容になったのではないかと考えております。

それで、1点確認ですが、7ページの「ただし」のところは、「協議を行うものとする」となっていたものを、例えば温度で言うと  $23^{\circ}\text{C} \pm 1^{\circ}\text{C}$  というのは標準であって、展示品の種別、外気条件、来館者数などの要因で変わる場合があるので、その場合には東博の職員の指示に従うものとする。そういうような言い回しになるということですか。

○金谷局長 そうでございます。前回もちょっと御説明したかと思いますが、物によってかなり差がございますし、特に展示場などの場合ですと、お客さんが入ったときにいろいろな呼吸の問題ですとか、換気回数の問題ですとか、外気温との温度差の問題ですとかということになると、例えば結露が生じるとか、そういういろいろな症状が出てまいります。それに対応して、お客様が多いので下げるとか、上げるとか、そういう指示が常にというか、かなり行われるということでございます。

○逢見副主査 これは、1日の場合でもかなり違うんですか。

○金谷局長 実は1日の中でもあるんですが、設定を途中で変えるというのはなかなか難しいので、その場合には運転コントロールでこういう工夫をやるのかというやり取りはあるんですけども、なかなかそれに追随するというのは難しいかと思っております。

○逢見副主査 そこは、是非受託する業者と緊密な連携の中でうまくいくようにお願いしたいと思います。

○金谷局長 やはり、このただし書きを表に出してきて、以下のとおりなんだけれども、実は指示の部分ですごくたくさんありますよということを御理解していただきたいということがあったものですから。

○逢見副主査 わかりました。

○小林副主査 今のところは、展示場だけではなくて収蔵庫とかにも影響を及ぼすという意味合いで取っていいんですか。

○金谷局長 実は、もともと収蔵庫も幾つかのパターンがあって、これは  $23^{\circ}\text{C} \pm 1^{\circ}\text{C}$ 、 $55\% \pm 5\%$  というのは非常に標準的なものでありまして、金工が入っているところはこの湿度自体をもともと下げています。それから、漆工などの場合は逆に湿度が上がっています。最初から指示が変わっているんです。それで、例えば  $22^{\circ}\text{C}$  のものもあれば  $24^{\circ}\text{C}$  のものもある。ですから、その中に入っている収蔵品によってそもそも、もともと違う数字を指示しています。

ただ、一番代表的なものを1つ挙げるとすればこの数字だということでございます。

○小林副主査 わかりました。それで、その表の前のところにただし書きを持ってきてはつきりわ

かるようにするという事です。

私の方から1点確認で、「従来の実施に要した経費」の89ページのところです。これは、事務局とのやり取りでもうちょっと御説明をいただけるというお話を事務局からいただいたんですけども、この18年度、19年度と20年度の契約というのは違って、20年度の契約は18か月の契約で、それを1年間分に割り戻したような計算に多分なっているんだと思うんですが、このところがその前の年度との経緯で見ると金額が変わってたりするので、その辺の御説明も少し入れた方が、入札参加者にはその辺の変更というか、金額の変動というものの理由がわかるのではないかと思ったのですが、その辺はいかがですか。

○小寺室長 それについては、事務局の方から御指示いただきまして、今、※印の最後に、委託費は設備機器、電気機器の製造年数と、それから経過年数によって法定点検年数が異なるということで、その一覧を別途用意したらというふうに指示は受けてございます。

○小林副主査 私がちょっと気になったのは、20年度のところは内訳がないじゃないですか。18年度、19年度のところは、例えば特別高圧受変電設備等保守点検業務のトータルはそここのところに書いてあるけれども、内訳がないじゃないですか。その部分がちょっと気になったんです。

○金谷局長 これは、18年、19年については分離発注しているんです。それをどんどん集約化する。今回のこういった官民競争入札の包括的な契約ということに向けて、実は包括的にまとめて契約をしているからでございます。

ただ、実数をごらんになっていただくと、包括的にしてもなかなか種別が違うものを包括するとかえって高くなったりもしているんですけども、基本的にはなるべくまとめた契約にしていくということで、まとめているので内訳がないということでございます。

○小林副主査 それはわかるんですけども、そういう変更がありましたということに記載していただいた方がいいんじゃないですかということです。

○金谷局長 例えば、※印のところにそういう表記をするということではございましょうか。

○小林副主査 事務局としては、入札参加者に金額変動の状況というものの意味合いがわかるようにという意味なので、どういうふうに記載したらいいかという工夫をしていただいてもいいですか。

○事務局 わかりました。調整の上、検討したいとは思いますが、もし内訳がある程度出るようなものがあれば、例えば包括化していてもそれぞれの単価はあると思いますので、可能であればその部分についても御対応ができればお願いしたいとは思いますが。

○小寺室長 大変難しいかと……。

○事務局 この入札をされたときにはすべてのものを包括化して入札にかけているわけではなくて、特圧の点検について言えば火災報知器の保守点検で幾らとか、そういう大項目での内訳というものはあるかと思うんですけども。

○小寺室長 それは、経費の方とそれを割り戻して再度調整していかなければなりませんので。

○金谷局長 基本的には入札というのは総価で入札していますから、内訳を知ろうとすると総価の入札に対して項目ごとにどういう金額を算出したのかということを示して出させなければいけないわけですね。例えば、工事などの場合は変更契約などを結ぶために、そもそも明細書を出しな

いという指示を入札の条件にしたりしているんですけれども、基本的に保守点検などの場合はそれを指示していないので、相手方に出す義務がないんです。ですから、それを調べようとする再調査をかけないといけないということです。

○事務局 その点については、受託業者の方のノウハウとかもあると思いますし、出せない部分はあると思いますので、そういった部分も含めて※印の方で注記していただくということをお願いしたいと思います。

○金谷局長 わかりました。そこは書き加えます。

○小林副主査 そのほかにございますか。

○逢見副主査 若干細かいかもしれませんが、落札者決定基準書の82ページに「加点項目審査の加点項目と配点」というのがありますが、この中の一番上に「本業務に対する理解」というものがあり、「本業務の背景、内容、留意点に関する理解度」とありますが、本業務の背景というのはどういことを意図されているのでしょうか。

○金谷局長 基本的には、博物館の管理運営に当たってどういう配慮をしなければいけないか。それは、収蔵品に対する考え方とお客様に対する考え方、そういうものがありますよということを理解した上で、先ほど申し上げたいろいろな指示はなぜそういう指示があるかということも含めて、それはお客様や収蔵品が博物館というのは特別のことがありますよねというようなことを相手理解してくれているかどうか。そういう記述があるかどうかということをチェックするという意味合いでございます。

○逢見副主査 言わんとする意味はわかるんですけれども、普通、背景というと、要するに業務の後ろにある、市場化テストに出すに当たってのバックグラウンドみたいなイメージをとらえるような気がして、背景と言われると書く方はちょっと戸惑うのではないかという感じがして、むしろ今お聞きするといわゆる博物館としてのミッションというか、使命ですね。そういうものを理解しているかどうかということなのではないでしょうか。

○金谷局長 おっしゃるとおりなので、表現が背景ということで不適切だということであれば、何か適切な言葉に置き換えるということはやぶさかではございません。

○逢見副主査 ちょっと言葉を工夫した方がいいと思います。

○金谷局長 わかりました。そこは考えさせていただきます。

○事務局 119 ページに、これに関する様式を出させるに当たっての記載指示事項というものがあると思いますので、そこを確認していただきたいと思います。

119 ページに「全体計画」という欄がありまして、その中に「業務実施方針」あるんですけれども、現在は2つボツがありまして、「本件事業に参画するにあたって、業務内容や業務背景について、特に配慮すべきと考えているポイントについて、記述してください」。もう一つは、「上記のポイントについて、業務実施上の工夫について記載して下さい」とあるんですけれども、先ほどのお話であればもう少し文化財の保存や来館者の観覧状況について具体的な提案を求めているかと思っています。そういった記載内容にいただいた方が、事業者が提案するときに提案内容がより明確になると思います。

○金谷局長 わかりました。そこにそういった少し具体的な記述をしてわかっていただけるような、例えば文化財に関する配慮だとか、来館者に関する配慮について業務内容や業務背景でどう考えているかというような、そんな記述でよろしいでしょうか。

○小林副主査 それでは、本日の御審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべきことはございますか。

○事務局 特にございません。

○藤本課長 パブコメは今回、御指摘いただいた部分を明日くらいにもう一度事務局の方に提出をしまして、それで今週の木曜日か金曜日、ゴールデンウィークが始まる前にできれば意見の募集を締め切りたいと思っております。

それで、ゴールデンウィーク終了後にうちの方で回答等を行いまして、この入札公告に間に合わせるためには5月中旬にはきちんともう一回議論できるような場を設けさせていただければと思っております。

○小林副主査 それでは、本実施要項(案)につきましては次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、国立文化財機構におかれましては本日の審議や、今後実施していただく予定の実施要項(案)に対する意見募集の結果を踏まえて引き続き検討いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、先生方におかれましては、本日質問できなかった事項、確認したい事項がありましたら事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、委員にその結果を送付させていただきます。

それでは、本日はありがとうございました。